

## 美浜町地域福祉計画

### パブリックコメントの結果について

#### 1 実施状況

- (1) 募集期間 平成 29 年 12 月 25 日 (月) ～平成 30 年 1 月 15 日 (月)  
 (2) 意見の件数 59 件

#### 2 意見の概要と町の考え方

No.	該当箇所	意見の概要	町の考え方
1	表紙	社会福祉法人、美浜町社会福祉法人は何をする、そのような法人か、初めて聞く住民の方にもわかるように計画中に記載していただきたい。	「社会福祉協議会」については、資料編の用語集に説明を掲載しています。
2	2 p	この計画における重点プロジェクトの位置や 42 ページの施策体系とどのような関連があるのか、明確に計画に記載していただきたい。一般的には施策のうちの重点的なプロジェクトを指すと思います。	重点プロジェクトの位置付けがわかりやすいよう、42 p の施策体系図に重点プロジェクトの番号を記載します。
3	4～15 p	「住民や地域の取り組み」における地域とは、「土地の区域」を意味するものではないと思います。ここでは、自治組織（区）を意味する実施主体であると思いますので、そのように表示していただきたい。なお、本計画を絵に描いた餅に終わらせないものにするには、住民自治の原点である自治組織（区）の役割が大きく期待されていると思います。ところが、自治組織（区）の大部分が戦前の考え等をそのまま変化することなく今に至っていると感じられますので、まず本計画を推進するには、町の指導強化を図り、自治組織（区）の民主化、男女共同参画化、情報公開化、個人情報の保護化、ガバナンス、コンプライアンス、内部統制を図ることが、不可欠だと思います。	本計画における「地域」については、23 p に掲載している通り、3 つの層に分けて、各層で実施する内容が異なります。重点プロジェクトの「地域」は、1 層の町から 3 層の 18 行政区を指し第 3 層の区に限定をしていません。 また、住民自治の推進については、本計画は行政や社協、社会福祉法人や事業所が、住民と協働して進めていくものになるため、本計画の周知を進めながら、住民の自治力の強化を図ります。
4	2 p 5 行目	「行政や社会福祉会（以下「社協」といいます。）」を「美浜町（以下「町」といいます。）」や「美浜町社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）」に修正していただきたい。	「美浜町」「町」だと、主体が分かりにくくなってしまうため、本計画では現行案通り美浜町役場については「行政」と表記いたします。

5	4 p 18 行目	「市民農園」を「町民農園」または「住民農園」に修正していただきたい。	「市民農園」は「市民の農園」ではなく、一般名詞であるためそのままとさせていただきます。
6	4～ 15 p	「行政や社協の取り組み」を「町や社協の取り組み」に修正していただきたい。 立法、司法に対応するものでもなく、県などを含む行政でもなく、まさに美浜町そのものと思います。	質問4と同様、本計画では「行政」で統一させていただきます。
7	5 p 4 行目	「美浜町に住む」を「町に住む」に修正していただきたい。	本計画では、わかりやすく「美浜町」で統一させていただきます。
	9 p 21 行目	同上と同趣旨（美浜町→町）	
	12 p 4 行目	同上と同趣旨（美浜町→町）	
8	8～ 10 p	住民は大規模災害時は、消防職団員、町職員、防災リーダー等は全くあてにならないと自覚すべきと考えます。このことから、自分の命は自分で守ることが必要で、住民が必要な防災備品等を整備する、住民では困難な備品等は町の備蓄品を活用する、町の提供する情報を活用することなどが不可欠だと思います。 したがって、これらの趣旨を活かしたプロジェクトに修正いただきたい。住民が自ら行う防災訓練、住民が自ら行うことができるよう指導する防災リーダーの育成、実際に活用できる防災ハンドブック等の作成、既成概念にとらわれることなく、例えば、炊き出しのおにぎりを食べに行くようなものでなく、自ら火をおこして、おにぎりを食べるような防災訓練。防災備蓄品等の配置場所、品名、数量など確認する現実的な防災訓練を行う取り組みに見直していただきたい。	本計画では「福祉」に視点をおいた防災活動に重点をおいたプロジェクトとしています。自ら避難することが困難な人等への支援や、地域の支え合いで災害時支援を行うためのプロジェクトになっています。具体的な取り組み内容については、次年度以降重点プロジェクトを推進するチームを組織して進めていきますので、ご意見を参考にさせていただきます。
9	12 p 6 行目	「行政の各課」を「町の各課」に修正いただきたい。	質問4と同様、本計画では「行政」で統一させていただきます。
10	12 p	わかりやすく、見やすく、各情報誌をそれぞれで発行するのではなく、取りまとめ各世帯に配布し、町職員、社協職員及び民生委員へも配布し、情報を提供する、といった踏み込んだ取り組みに見直していただきたい。	重点プロジェクトの具体的な取り組み内容については、次年度以降重点プロジェクトを推進するチームを組織して進めていきますので、ご意見を参考にさせていただきます。
11	13 p 4 行目	「行政」を「町」に、「地区」を「行政区」に修正していただきたい。	質問4と同様、本計画では「行政」で統一させていただきます。 「行政区」「地区」は文脈によって使

			いわけているため、そのままとさせていただきます。
12	13p 11行目	「行政」を「町」に修正していただきたい。	質問4と同様、本計画では「町」は「行政」で統一させていただきます。
13	13p 31行目	「行政区毎」を「行政区ごと」に、「学区毎」を「学区ごと」に修正していただきたい。	ご意見の通り、「行政区ごと」「学区ごと」に統一させていただきます。
14	14p 18、27行目	「地区」を「行政区」に修正していただきたい。	「行政区」「地区」は内容によって使われているため、そのままとさせていただきます。
15	14p 4、34行目	国の機関、県、町が行う政務をさすのが「行政」であります、「町」でいいと思いますので、修正していただきたい。	本計画では、役場や社協、地域、住民等の役割がより明確になるよう、「町」は「行政」で統一させていただきます。
16	15p 16、33行目	「行政区」を「自治組織（区）」に修正していただきたい。	ここでは「行政区」で行うことについて記載しているため、そのままとさせていただきます。
17	15p 20行目	「区」を「自治組織（区）」に修正していただきたい。 なお、町内の自治組織には、個人情報の保護や安否の確認要領を作成するなどの機能を有しているか疑問があります。	ここでは「区」で行うことについて記載しているため、そのままとさせていただきます。 また、個人情報等の取扱いについては、慎重な取扱いの提言、安否確認要領の作成については、助言を行っていきます。
18	15p 29行目	「地区」を「自治区」に修正していただきたい。	ここでは「地区」で行うことについて記載しているため、そのままとさせていただきます。
19	28～ 38p	第3章美浜町の現状・課題は、本計画と直接関係するものではないので、一般的には、本計画とは別の付属資料として取り扱われるべきものと思います。	本計画は「第3章 美浜町の現状・課題」における、美浜町の統計的なデータや、住民の意見等を踏まえながら策定したものです。そのため、現状・課題が必要であるため、そのままとさせていただきます。
20	40p 8行目	「行政」を「町」に修正していただきたい。	質問4と同様、本計画では「行政」で統一させていただきます。
21	42～ 61p	「第1章 計画の重点プロジェクト」は、表題にもあるように本計画の重点プロジェクトであることから、42ページの「3施策体系」に「重点プロジェクト」を組み入れるとともに、44ページ以降の基本計画にも組み入れるべきと思います。	重点プロジェクトの位置付けがわかりやすいよう、42pの施策体系図に重点プロジェクトの番号を記載します。また、基本計画とは別の取り組みとなるため、基本計画での記載はしないままとさせていただきます。

22	44～ 61 p	「地域」を「自治組織（区）等」に、「行政」を「町」に修正していただきたい。	質問4と同様、本計画では「町」は「行政」で統一させていただきます。また、地域の位置づけについても23pに記載しているとおりで、「自治組織（区）等」とは異なるため、このままとさせていただきます。
23	44 p 右 18 行目	「各圏域」を「各層域」に修正していただきたい。	国でも「圏域」という表現が使われており、一般的に「層域」という言葉が使われないため、このままとさせていただきます。
24	44～47、 55 p	「区長」を「自治組織（区）」に修正し、「民生委員・児童委員」の次に、「自治組織（区）」を加えていただきたい。	ここでは、「民生委員・児童委員」のように人材との連携強化について述べているため、このままとさせていただきます。
25	57、 58、 61、 63 p	「協働（協力して働くこと。）」を「協同（ともに心と力をあわせ、助け合って仕事をする。）」に修正していただきたい。	「協働」は、より多くの力をあわせる意味合いをもつため、こちらを使用します。また、まちづくりにおいて行政と住民が協力して取り組みを行うことについて「協働」を一般的にしようするため、本計画でもその通りとさせていただきます。
26	60 p 4 行目	「各区」を「各行政区」に修正していただきたい。	文章の修正をしました。
27	60 p 5 行目	「行政区」を「自治組織（区）」に修正していただきたい。	ここでは「自治組織（区）」でなく「行政区」について記載しているため、このままとさせていただきます。
28	60 p 14 行目	「町内会や子ども会、老人クラブ、敬老会等」を「自治組織（区）や子ども会、老人クラブが実施する敬老会等」に修正してください。	敬老会の実施は各行政区に委託しており、老人クラブの実施とは限っていません。「町内会や子ども会、老人クラブ、敬老会等」のままとさせていただきます。
29	60 p 19 行目	「各地区で」を削除し、「敬老会」の後に「等」を加えてください。	各地区で敬老会を行っていくので、「各地区で敬老会を開催します。」のままとさせていただきます。
30	60 p 20 行目	「次世代の町内会リーダー」を削除し、「自治組織（区）等の男女の担い手」に修正してください。	この取組の内容を踏まえ、「次世代の町内会リーダーを育成します。」のままとさせていただきます。
31	60 p 23 行目	「各行政区の主催による」を削除し、「敬老会」の次に「等」を加え、「地区内」を削除してください。	「敬老会の開催を支援し、高齢者同士が交流する機会を充実します。」とさせていただきます。
32	60 p 27 行目	「地域の老人クラブ活動」を「老人クラブ活動」に修正してください。	「老人クラブ活動や子ども会活動を支援します。」とさせていただきます。

33	61 p 20 行目	「町内会でのお助け隊をつくり、参加します。」は、意味がよく分かりません。「自治組織（区）でお助け隊を作り、参加者を募ります」に修正してはいかがでしょうか。	お助け隊の立ち上げは町内会であるため、頂いた意見を踏まえて「町内会でお助け隊をつくり、参加者を募ります。」とさせていただきます。
34	60 p 35 行目	「団体の財政支援の財源となる社協社員の加入や赤い羽根共同募金の啓発を図ります。」を削除してください。このようなことは、町も同様で、本計画に直接的な関係もなく、本計画にはなじまない取り組みと思います。	共同募金については、地域福祉の推進について重要な事業であり、国の指針にも示されていることから記載しています。
35	61 p 35、37 行目	「学区や地区の」を「小学校区や行政区」に修正し、同文章を1つにまとめ、小学校区と行政区の共通の取り組みとする。	意図的に「学区や地区の」としているため、そのままとし、小学校区と地区の取組みは一つにまとめます。
36	60 p 15 行目	「団体等」を「地域団体等」に修正していただきたい。	「団体」は地域団体だけでなくあらゆる団体のことを記しているため、そのままとさせていただきます。
37	60 p 16 行目	「活動の支援や」を「地域団体等の活動への支援や」に修正していただきたい。	「活動の支援」は地域団体だけでなくあらゆる団体の活動を支援するため、そのままとさせていただきます。
38	63 p 下から 5 行目	「そのため、事務局である町、社会福祉協議会と、地域の関係者等により構成された「地域福祉審議会」を設置して本計画を推進します。」を削除してください。本計画の実施・推進主体は、町と社協が中心で、あわせて地域団体や住民と思われ、同審議会や進行管理を担当するものと思われます。	63 p、64 p に記載している「地域福祉審議会」は本計画の推進や進捗の管理に必要な機関であり、また 64 p 「3 福祉関連計画の審議について」にあるとおり美浜町の他の福祉計画にも関わるものであることから、そのままとさせていただきます。
39	63 p 3 行目	「（第1期）」を削除してください。	本計画は「美浜町地域福祉計画」ですが、ここでは見直し等の流れをわかりやすくするため「第1期」を付けさせていただきます。
40	63 p 下から 6 行目	「地域福祉の」を「本計画の」に改め、「行政が協働して」を「町及び社協が協同して」に修正してください。	「地域福祉の推進」には、本計画の推進の意味も含まれています。本計画では地域福祉のさまざまな取り組みが記載されていますが、それにとどまらない「地域福祉全体」の推進についてここでは触れているため、そのままとさせていただきます。

41	63 p 1行目	計画の推進イメージ図中「DO（実行）→CHECK（検証・評価）」の枠の中に重点プロジェクトに係るPDCAサイクルの掲載がありますが、違和感を強く覚えます。重点プロジェクトは本計画に掲げるものと考えられるもので、本計画全体のPDCAサイクルには入り、多少の特例があるのでは、と考えられます。再検討してみてください。	本計画では、重点プロジェクトに特に重きを置き策定しています。その推進には、3年ごとの計画の見直しだけでなく、短いサイクルでPDCAを回していくことが必要です。よって、63pの図のようなイメージが適切だと考えています。
42	63 p 下から 2行目	「プロジェクト」の前に「重点」を加え、「連携」の前に「その地域団体等と」を加え、「事業を」を削除してください。	ここでの「プロジェクト」は「重点プロジェクト」ではなく、町内の他の計画等で進められているプロジェクトを指すため、そのままとさせていただきます。
43	64 p 3行目	「事務局である」を削除し、「町・社会福祉協議会」を「町及び社協」に修正してください。	地域福祉審議会の構成について分かりやすく示すため、「各福祉分野の関係者等により構成された「地域福祉審議会」で」と修正します。
44	64 p 5行目	「検証・評価し」を「検証、評価し、進行管理状況を公表し」に修正してください。	「進行管理状況の公表」については、現在検討中ですので、計画への記載は控えさせていただければと思います。
45	50 p 24行目	「消防団員を確保します。」は、町の責務です。したがって、町の取り組みに入れてください。	消防団については、行政が支援を図りながら、各地域において確保されるものであるため、「地域での取組」のままさせていただきます。
46	51 p 下から 3行目	町の取り組みとして、うわさではなく、個人情報に留意し、具体的な事故等を発生後、速やかに火災通報と同様な内容で行政区単位に周知することとしてはどうか。うわさ話はよく聞くけれども。	行政の取組においては、犯罪を未然に防ぐ意識の高揚のため、広報・周知を図ることとしているため、そのままの記載とさせていただきます。
47	64 p 9, 11, 12, 13 行目	「地域福祉審議会」の前に「美浜町」を加えてください。	美浜町では「地域福祉審議会」を正式名称と考えています。
48	64 p 9, 15 行目	「各計画」を「各福祉関連計画」に改め、「審議」の次に「調整」を加えてください。	「各計画」は次に続く文中で各分野の部会を記載してあるのでそのままとし、「総合的な審議」については頂いた意見を踏まえて、「進行管理、評価」とさせていただきます。
49	64 p 10, 11 行目	「計画案を形にしていき、その報告を「地域福祉審議会」へと提言します。」を「計画案を策定し、その計画…	頂いた意見を踏まえ「直接携わる担当者等で組織した「ワーキング部会」が行い、審議は「地域福祉審議会」で行います。」に修正します。

50	19p 下から 8行目	「や市町村」を削除し、「法制度」を「法令により」に修正してください。	法令だけでなく、市町村での条例や取組等を含んだ文章としているため、そのままとさせていただきます。
51	20p 下から 5行目	「専門機関」とは、具体的に皆さんにも理解できるよう、この専門機関の前に代表的な機関を加え、「〇〇〇のような専門機関」に修正してください。	専門機関とは、福祉に関わる事業所や団体、組織等を指しますが、ここでは特定の機関のイメージがつくことを避けたいことと、文章として説明がなくても支障がないため、そのままとさせていただきます。
52	49p 3行目	現状・課題に記載されているもののほか、「国道 247 号線や県道では、歩行者や自転車での通行が狭いことなどから、住民のだれもが安心して、できません。」ことを加筆し、また、その町の取り組みとして、国や県へ要望していくとか、町独自で自転車専用道や散歩道（ジョギング道）を整備していくなどを加筆していただきたい。	「現状・課題」では、アンケートや団体へのヒアリング、地域懇談会での意見を集約し、掲載しているため、そのままとさせていただきます。取組については、今後庁内や各関係機関との検討させていただきます。
53	21p 3行目	「社協が中心となって策定する地域福祉活動計画が溶けこの形で」とあるが、この活動計画は既に社協で「策定」したのか、「今後、策定する」のか、よく分かりません。仮に既に策定されたものであれば、その概要はどのようになっていますか。また「溶けこむ形」ということではなく、活動計画の一部で本計画と共通する部分は、本計画にも加えて策定した、となっているのでしょうか。明確にしてください。	「地域福祉活動計画」は社協が策定する計画で、本計画は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体として「美浜町地域福祉計画」としていません。策定にあたっては、行政、社協が協力して検討を進めてきたため、「地域福祉活動計画」にあたる部分は、本計画全体となっています。
54	43~61p	基本計画は、実施計画とも理解できますが、この基本計画の全体について、美浜町の自然、産業、環境、文化、伝統、歴史などを活かしたものに推進していただきたい。	本計画は美浜町の「地域福祉」について総合的に取り組むための計画になります。自然や産業、環境、文化、伝統、歴史等はそれぞれ個別の計画や、総合計画で推進、管理されています。
55	計画 全体	この計画を推進するに財政的裏付けが見受けられませんが、人件費を除く財政計画はどのように考えておられるのでしょうか。	本計画は、財政的裏付けについても、庁内で審議・検討したうえで策定しています。
56	計画 全体	この計画（素案）は、今後どのような手続き（例えば、議会の承認等）を終えて、住民に公表され、周知徹底されるのでしょうか。	本計画は、議会での承認は必要ない計画となります。住民への公表については、役場や社協、町内の公共施設等に冊子を配置するとともに、ホームページにもデータを掲載します。また、策定したことについて広報で周知します。

57	11 p	<p>今日、複雑化している社会福祉問題には、社会福祉主事の以上の資格を持っている社会福祉専門家が相談員には適切だと思います。社会福祉協議会の職員が相談員担当になって、ソーシャルワークを発揮することの必要性が高い。</p>	<p>相談員は、専門知識を持った職員が行っていくが、資格保持者に限定せず、知識、経験者にも相談員になってもらいたいと考えています。</p>
58	11 p	<p>行ってきバスなど、交通便が良くて、福祉職がいる福祉センターに窓口してどうか。</p>	<p>相談窓口については、頂いた意見を踏まえて十分な検討をしていきたいと考えています。</p>
59	13 p	<p>各小学校学区に社会福祉協議会の職員を配置して、ふくし☆ちゃぶだいミーティングプロジェクトと連携し、地域の困っているケースなどの情報を提供して、家庭訪問などを検討するべきである。(アウトリーチなど)</p>	<p>小学校に社協職員の配置は現段階では考えていません。 頂いた意見を参考にして、ふくし☆ちゃぶだいミーティングを実施していきます。</p>